

東京大学における技術職員の職に関する規程

平成17年2月17日

総長 裁定

改正 令和3年1月28日

(職の設置)

第1条 本学に、東京大学基本組織規則(平成16年規則第1号)第9条第1項に規定する技術職員として、上席技術専門員、技術専門員、技術専門職員及び一般技術職員を置く。

(上席技術専門員)

第2条 上席技術専門員は、極めて高度かつ複合的な専門的知識及び技術を有し、それらに基づき、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教育研究の推進に寄与するための専門的技術業務及び技術開発
- (2) 学部学生、大学院学生及び研究生への技術指導並びに教職員に対する技術に関する助言
- (3) 技術の継承及び保存
- (4) 先進的及び先端的な技術の導入に関する調査、分析及び実践

2 前項に掲げる業務のほか、上席技術専門員は、前項各号の業務により得た知識及び技術を活用し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 全学的な技術職員の能力開発のための企画若しくは運営又は全学的な技術分野間の連携の促進に向けた部局技術組織間の調整
- (2) 全国的な技術水準の向上のための企画若しくは運営又は全国的な技術分野間の連携の促進に向けた学外組織との調整

(技術専門員)

第3条 技術専門員は、極めて高度の専門的な技術を有し、その技術に基づき、教育研究の支援のための技術開発及び技術業務並びに学生の技術指導を行うとともに、技術の継承及び保存並びに技術研修に関する企画及び連絡調整を行う。

(技術専門職員)

第4条 技術専門職員は、高度の専門的な技術を有し、その技術に基づき、教育研究の支援のための技術開発及び技術業務並びに学生の技術指導を行うとともに、技術の継承及び保存並びに技術研修に関する調査研究を行う。

(一般技術職員)

第5条 一般技術職員は、専門的な技術を有し、その技術に基づき、教育研究の支援のための技術開発及び技術業務並びに学生の技術指導を行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この裁定は、令和2年2月18日から実施する。

附 則

この裁定は、令和3年4月1日から実施する。